

# 令和 8 年度 東京都立王子特別支援学校 学校危機管理に関する基本方針

令和 8 年度 4 月 1 日

校 長 決 定

本校は北区十条台に設置されている知的障害特別支援学校（小学部、中学部、高等部）である。本校の周囲には大学、病院、区立中学校等が隣接している。一方、住宅地とは離れた位置にあるため地域住民等との連携には難しさがある。大規模な災害が発生した際は帰宅困難者支援ステーションを開設して、帰宅困難者のために水道水やトイレを提供するとともに、道路等に関する情報の提供を行う。

本校に在籍する多くの児童・生徒は、文京区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、足立区という広範囲な通学区域から公共交通及び、スクールバスを利用して通学をしている。スクールバスの経路は隅田川を渡るコースや、環状七号線を通過するコースなどがあり、スクールバス乗車中に被災した場合は学校からの救助が必要となる。また、教職員の約四割が、荒川等の川を越えて通勤している。以上のことから被災時の教職員の人数の確保が難しく、係分担を細かく決めておく必要がある。

このような地域状況や本校の特性を踏まえ校長は、大震災等に備え、生徒等の安全確保の体制、学校安全計画、教職員の役割分担、情報連絡体制、避難所の運営支援及び一時滞在施設や災害時帰宅支援ステーションの開設に関する運営計画等を記載した「学校危機管理計画」を作成し、教職員、保護者等に周知徹底するものとする。

## ○学校危機管理に関する基本方針

### （１） 災害等危機管理に対する基本方針

①児童・生徒の生命、身体を安全を確保することを方針の第一とする。

震災や風水害など自然災害のみならず、不審者の侵入、新型インフルエンザ等の感染症、テロ・NBCR災害等、様々な危機に対し柔軟に対応し、児童・生徒や都民を守る。

②震災対策を全ての災害対策の基本とする。震災対策を柔軟に応用して、他の災害に対処する。

③災害発生時の初動体制の要となる①教職員の参集及び②情報連絡体制について具体的な対応を定め、教職員に周知徹底することにより初動体制の強化を図る。

### （２） 危機管理体制に関する各種計画等との関係

①危機管理マニュアル

災害時にとるべき行動の基準、平常時に講じるべき防災対策方針を『危機管理マニュアル』として定める。

『危機管理マニュアル』は、全ての危機管理対策の基本となる。

附則 この「学校危機管理に関する基本方針」は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。